

公衆浴場法施行条例の一部改正（案）について

1 改正の趣旨

横浜市では、公衆浴場法第3条第2項の規定により、公衆浴場における入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を公衆浴場法施行条例で定めています。

このたび、令和元年9月及び令和2年12月に、国の技術的助言にあたる「公衆浴場における衛生等管理要領」（以下、「管理要領」とする。）が改正されました。

当該改正は、主に公衆浴場におけるレジオネラ症発生防止対策及び風紀上の措置に関する内容であり、それに合わせるため、公衆浴場法施行条例の一部を改正します。

2 条例改正の概要

- (1) 浴槽水の消毒について、残留塩素濃度の基準等を公衆浴場法施行条例で規定していましたが、当該内容は技術的な細目であり、同じく技術的な細目である浴槽水等の水質基準が定められている、公衆浴場法施行細則（以下、「細則」という。）に規定を委任するよう改正します。

※公衆浴場法施行細則における浴槽水の消毒の規定内容について（予定）

浴槽水中の遊離残留塩素濃度を「1リットル中0.2ミリグラム以上」と条例で規定していましたが、改正後の管理要領の規定に合わせて「1リットル中0.4ミリグラム以上」と細則に規定するように改正します。なお、細則の改正は条例改正の後に実施し、その際に改正内容に関する意見公募を行う予定です。

- (2) 男女の混浴制限年齢について、「10歳以上の男女を混浴させないこと」としていましたが、改正後の管理要領の規定に合わせて「おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと」に改正します。
- (3) その他、文言整理を行います。

3 施行予定

令和4年4月1日（予定）

4 その他

本改正案は確定したものではありません。意見募集等の結果により修正や見直しを行う場合があります。